

国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第六号

国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

国営土地改良事業負担金徴収条例（昭和四十九年三月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項ただし書中「から第四号まで」を「及び第二号」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第三号」を「第二号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「第四号」を「第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第三項中「から第四号まで」を「及び第三号」に改め、同条第四項中「第三号」を「第二号」に改める。別表中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。